

第

5818

号



リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2017年)平成29年 10月 18日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

👉 相続人の範囲と相続順位

Q : 相続になった場合、相続人には誰がな
ってどのような割合で分けるのですか？

A : 相続とは被相続人の権利義務を承継す
ることをいい、この権利義務を承継する割合
は(法定相続分)民法によって定められていま
すが、相続人間で協議してこの割合を決める
こともできます。

【解説】

「相続」とは、死亡した者(被相続人)に係る
権利義務を承継することです。

相続人になれる者の範囲と順位は、民法に
おいて次のように定められており、それ以外
の者は相続人になることはできません。

第一順位 配偶者と子

第二順位 配偶者と父

第三順位 配偶者と兄弟姉妹

また、権利義務を承継する割合(法定相続
分)は、次のように定められています(該当者
が2人以上いる場合は等分します)。

① 配偶者と子が相続人の場合

配偶者 1 / 2

子 1 / 2

② 配偶者と父が相続人の場合

配偶者 2 / 3

父 1 / 3

③ 配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合

配偶者 3 / 4

兄弟姉妹 1 / 4

ただし、実際の遺産分割はこの割合によらず、
相続人間で協議して決めることができます。

